第１号様式

共同企業体協定書

（目的）

第１条　当共同企業体は、建設工事を共同連帯して営むことを目的とする。

（名称）

第２条　当共同企業体は、 共同企業体（以下「企業体」という。）と称する。

（事務所の所在地）

第３条　当企業体は事務所を に置く。

（成立の時期及び解散の時期）

第４条 当企業体は、　　 年 月 日に成立し、その存続期間は、　　　年３月　日までとする。ただし、存続期間を経過しても当企業体に係わる建設工事の請負契約の履行後、3ヶ月を経過するまでの間は解散することができない。

２ 前項の存続期間は、構成員全員の同意を得て、これを延長することができる。

（構成員）

第５条　当企業体の構成員は次のとおりとする。

 所 在 地

 商号又は名称

所 在 地

 商号又は名称

（代表者）

第６条　当企業体は、 を代表者とする。

（代表者の権限）

第７条　代表者は、建設工事の施工に関し、当企業体を代表し、その権限を行うことを名義上明らかにした上で下記の権限を有するものとする。

（1） 発注者および監督官庁等と折衝すること。

（2） 見積及び入札に関すること。

（3） 請負代金（前払金及び部分払金を含む。）の請求及び受領に関すること。

（4） 各種保証金又は保証物の納付並びにこれらの還付請求及び受領に関すること。

（5） 当企業体に属する財産の管理に関すること。

（構成員の出資の割合等）

第８条　当企業体の構成員の出資の割合は、別に定めるところによるものとする。

２ 金銭以外のものによる出資については、時価を参酌のうえ構成員が協議して評価するものとする。

（運営委員会）

第９条　当企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、組織及び編成並びに工事の施工の基本に関する事項、資金管理方法、下請企業の決定その他の当企業体の運営に関する基本的かつ重要な事項について協議の上決定し、建設工事の完成に当たるものとする。

（構成員の責任）

第10条　各構成員は、建設工事の請負契約の履行及び下請契約その他の建設工事の実施に伴い当企業体が負担する債務の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

（取引金融機関）

第11条　当企業体の取引金融機関は、 銀行とし、共同企業体の名称を冠した代表者名義の別口預金口座によって取引するものとする。

（決算）

第12条　当企業体は、工事竣工の都度当該工事について決算するものとする。

（利益金の配当の割合）

第13条　決算の結果利益を生じた場合には、第8条に基づく協定書に規定する出資の割合により、構成員に利益金を配当するものとする。

（欠損金の負担の割合）

第14条　決算の結果欠損金を生じた場合には、第8条に基づく協定書に規定する割合により、構成員が欠損金を負担するものとする。

（権利義務の譲渡の制限）

第15条　この協定書に基づく権利義務は、他人に譲渡することはできない。

（工事途中における構成員の脱退に対する措置）

第16条　構成員は、発注者および構成員全員の承認がなければ当企業体が建設工事を完成する日までは脱退することができない。

２ 構成員のうち工事途中において、前項の規定により脱退したものがある場合においては、残存する構成員が共同連帯して建設工事を完成する。

３ 第1項の規定により構成員のうち脱退した者があるときは、残存する構成員の出資の割合は、脱退した構成員が脱退前に有していたところの出資の割合を、残存する構成員が有している出資の割合により分割し、これを第8条に基づく協定書に規定する割合に加えた割合とする。

４ 脱退した構成員の出資金の返還は、決算の際行うものとする。ただし、決算の結果欠損金を生じた場合には、脱退した構成員の出資金から構成員が脱退しなかった場合に負担すべき金額を控除した金額を返還するものとする。

５　決算の結果利益を生じた場合において、脱退した構成員には利益金の配当は行わない。

（構成員の除名）

第16条の２　当企業体は、構成員のいずれかが、工事途中において重要な義務の不履行その他の除名し得る正当な事由を生じた場合においては、他の構成員全体及び発注者の承認により当該構成員を除名することができるものとする。

２　前項の場合において，除名した構成員に対してその旨を通知しなければならない。

３　第1項の規定により構成員が除名された場合においては、前条第2項から第5項までを準用するものとする。

（工事途中における構成員の破産又は解散に対する処置）

第17条　構成員のうちいずれかが工事途中において破産又は解散した場合においては、第16条第２項から第５項までを準用するものとする。

（代表者の変更）

第17条の２　代表者が脱退し若しくは除名された場合又は代表者としての責務を果たせなくなった場合においては，前条の代表者に代えて、他の構成員全員及び発注者の承認により残存構成員のうちいずれかを代表者とすることができるものとする。

（解散後の目的物の種類又は品質に関する担保責任）

第18条　当企業体が解散した後においても、当該工事の目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないものであるときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

（協定書に定めのない事項）

第19条　この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

 外 　社は、上記のとおり

共同企業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書 通を作成し、各自所持するものとする。

　　　　 年 月 日

 商号又は名称

 代 表 者 名

商号又は名称

 代 表 者 名